

令和3年第9回農業委員会総会 議事録

開催日時 令和3年9月27日(月) 午前9時00分～11時30分

開催場所 いちき串木野市役所 市来庁舎 3階会議室

出席農業委員(12人)

会長	12番	前田	浩二
会長代理	11番	久木山	純広
	1番	木場	由美子
	2番	外菌	健藏
	3番	西	美香
	4番	川畑	千秋
	5番	福菌	勉
	6番	松田	健
	7番	樋ノ口	正信
	8番	蓑手	幹夫
	9番	古賀	久美子
	10番	西村	四男

出席農地利用最適化推進委員(3人)

串木野地区1	永井	美治
串木野地区2	原口	壽藏
市来地区	井手迫	正博

出席職員 平川局長、篠原主幹、大里主査、棚町主査、中村主任

議事録署名委員 (5番 福菌 勉委員・6番 松田 健委員)

○ 議事日程

議事録署名委員の指名

日程第1 報告議案第18号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知(1件)について

日程第2 議案第46号 農地法第3条第1項の規定による許可申請(3件)について

日程第3 議案第47号 農地法第4条第1項の規定による許可申請(1件)について

日程第4 議案第48号 農地法第5条第1項の規定による許可申請(2件)について

日程第5 議案第49号 非農地証明願(2件)について

日程第6 議案第50号 農用地利用集積計画案(一括方式)(新規35件)

会議の概要

局長 皆様、おはようございます。ただ今から、令和3年第9回いちき串木野市農業委員会総会を開催いたします。

始めに、会長より挨拶をお願いいたします。

会長 (あいさつ)

局長 それでは、令和3年第9回いちき串木野市農業委員会総会を進めてまいります。いちき串木野市農業委員会会議規則第5条により、会議の議長は、会長が行うことになっております。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、会議規則に基づきまして、私の方で議長を務めさせていただきます。まず事務局より、本日の農業委員の出席状況の報告をお願いします。

局長 農業委員定数12名で、現在数12名に対し、出席委員12名で過半数に達しております。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項及びいちき串木野市農業委員会会議規則第7条の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員の3名の方々も、出席されていることを報告いたします。

議長 ありがとうございます。それでは、お手元に配付してあります会次第に従いまして、進行してまいります。これより議事に入ります。まず議事に入ります前に、本日の議事録署名委員の指名を行います。いちき串木野市農業委員会規則第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは議事録署名委員は、5番福菌勉委員・6番松田健委員にお願いします。それでは議事に入ります。まず、日程第1報告議案第18号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知(1件)についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査 1ページをお願いします。日程第1報告議案第18号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知は1件1筆1,273㎡です。

現在の契約は令和9年までの基盤法の賃貸借ですが、契約内容を変更し今後10年間使用貸借をするため、今月の議案19ページNo.10農地中間管理機構を介しての契約を行うための解約です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。ただ今事務局の説明がありました。条件が

変わるということですので、現在基盤強化法で利用権設定をしている分を農地中間管理事業に乘せ換えるための合意解約ということですので。

それでは、ただ今から質疑に入りたいと思います。皆様の方から何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようでございますので、お諮りいたします。日程第1報告議案第18号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知につきましては、報告のとおり、受理することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第1報告議案第18号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知1件につきましては、報告のとおり受理することと決定いたしました。続きまして、日程第2議案第46号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。なお「農業委員会等に関する法律第31条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第11条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっております。今回はNo.1について関連する〇〇委員は、ご退席をお願いします。**(退席後)**

議長

変則ですが、まずNo.1だけ切り離して審議していただいて採決まで行いたいと思います。その後、〇〇委員は席に戻られたうえで後No.2とNo.3の審議を行いたいと思います。

それでは、No.1について事務局の説明と現地調査の報告をお願いします。まずは事務局の説明をお願いします。

棚町主査

日程第2議案第46号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。今月の申請は3件です。

2ページをご覧ください。No.1についてご説明申し上げます。譲渡人が譲受人へ所有する農地を譲り渡したいという申請です。今回の申請地は農用地区域内農地です。譲受人は所有する農地を全て耕作しておられ、今回の申請地は既に相対で使用貸借をしている場所です。

調査は【正】を西村委員、【副】を樋ノ口委員にお願いしてあります。よろしく申し上げます。

う申請です。今回の申請地は農用区域内農地です。譲受人は孫で、譲渡人は祖父です。譲受人は所有する農地はございませんが、今回No.2で譲り受ける農地594㎡と、No.3で借りる農地1,428㎡は、父親と一緒に以前から耕作しておられます。No.2とNo.3の農地を合算して2,022㎡になり、農用区域内の下限面積を超えます。

調査は【正】を蓑手委員、【副】を外菌委員にお願いしてあります。よろしくお願いいたします。

議長

今説明のあったようにNo.2とNo.3は関連がございますので、併せて現地調査の報告をお願いします。

蓑手委員

8番蓑手です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.2とNo.3についてまとめて調査報告をいたします。9月21日、火曜日、午前9時30分から、現地で借人の代理人の行政書士関係者立会いのもと、外菌委員と私が調査を実施しました。

位置図は資料4、5ページと資料6、7ページを参照してください。譲受人と譲渡人は祖父と孫の関係にあり、譲受人は現在介護士のパートをしながら、今回申請地を譲渡人から受贈する594㎡と、借り受ける1,428㎡を耕作するとのことです。

営農計画は水稻と季節の野菜を栽培する計画とのことです。農業に必要な労働力は父と2人で一緒に耕作しており、農作業機械は祖父が所有しているトラクター、耕転機、コンバイン、田植え機、農薬噴霧器などの機械を利用するとのことです。

通作距離は自宅から約8km、15分の位置にあります。私どもの調査では、申請人は、労働意欲、作業機械とも十分あり持続された耕作がされると判断し、何ら問題はないと判断いたしました。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。今回はNo.2とNo.3についての事務局の説明と現地調査の報告がありました。No.2とNo.3について皆様の方から何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

ご質疑がないようですが、関連がありますので、一括してお諮りします。日程第2議案第46号農地法第3条第1項の規定による許可申請、No.2とNo.3につきましては、申請のとおり許可することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということですので、日程第2議案第46号農地法第3条第1項の規定による許可申請NO.2とNO.3につきましては、申請のとおり許可することで決定しました。ありがとうございます。続きまして、日程第3議案第47号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議案とします。今回は1件ですので、まず事務局の説明と、現地調査の報告が終わってから質疑に入りたいと思います。まず、事務局の説明をお願いします。

中村主任

日程第3議案第47号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてであります。今回は、1件の申請であります。8ページをお開らきください。

申請地は、令和3年1月5条許可済で一般住宅が建築され申請人の娘さん家族が住んでいます。土地の所有者は、申請地に隣接する平江〇〇に居住しており、申請地〇〇を駐車場として、〇〇を通路として利用したいための申請であります。調査委員は正を樋ノ口委員、副を西村委員をお願いしております。ご審議方よろしく申し上げます。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いいたします。

樋ノ口委員

7番樋ノ口です。農地法第4条第1項の規定による許可申請について9月21日(火)8時45分から行政書士、西村委員、私とで調査してきました。場所は8・9ページをご覧ください。

申請人は隣接地に居住する申請人が駐車場及び通路として利用したいとのことです。農地区分は第3種農地、第1種中高層住居専用地域内にある農地です。

現在、〇〇は砂利をいれて駐車場として利用しています。又、雨によって砂利が流出しているため土砂留めを行う。排水をパイプで北側〇〇の矢印の所に合併浄化槽を設置され、令和2年12月に申請、審議した住宅の通路にコンクリート舗装されていたため始末書の追加をお願いしました。

周辺は、東側宅地、西側市道、南側宅地、北側公道です。書類関係は、始末書を始め被害防除、事業計画書、資金に関する書類が提出されています。許可申請なく工事された点を反省され、始末書を提出されていることから、今後は申請をしっかりといただけると考えます。皆様方の審議をよろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。事務局の説明と現地調査の報告がありました。皆様の方から何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようですので、お諮りします。日程第3議案第47号農地法第4条第1項の規定による許可申請については、申請のとおり許可することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということですので、日程第3議案第47号農地法第4条第1項の規定による許可申請につきましては、申請のとおり許可することによって決定しました。ありがとうございます。続きまして、日程第4議案第48号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議案とします。今回は2件ですので、2件について事務局の説明と、現地調査の報告が終わってから質疑に入りたいと思います。それでは、No.1について事務局の説明をお願いします。

中村主任

日程第4議案第48号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。今回は2件であります。No.1について、ご説明いたします。10・11ページをお開きください。

申請人は、現在、借家住まいであるが手狭になったため、申請地を買い受けて居宅を建築したいための申請であります。農地区分としては、第3種農地で、第1種低層住居専用地域内にある農地です。

調査委員は正を久木山委員・副を松田委員にお願いしております。ご審議方よろしく申し上げます。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

久木山委員

議案第48号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、11番久木山です。令和3年9月18日午後1時過ぎ、行政書士、松田委員の3名で農地転用の実態調査を致しました。申請地につきましては、10・11ページを参照して下さい。この地区は土地区画整理事業の一角であり、農地区分は第3種農地・第1種低層住居専用地域内にある農地です。

転用事由は、借家住まいであり手狭になったため、申請地を購入し住居を建築したいとのこと。造成計画は現状のままで利用し、被害防除は東側道路・西側宅地・南側宅地・北側道路で周辺に農地はないため、支障を及ぼすおそれはないと思います。

また、用水計画は公共上水道・雨水排水は水路放流・汚水処理、生活雑排水は合併浄化槽であり、資金においては、土地代・建築費含めて銀行融資と聞いております。調査したところ何も問題は無いと思

ます。皆様のご審議を宜しくお願い致します。

議長

次に、No. 2 について事務局の説明をお願いします。

中村主任

それでは、No. 2 について説明いたします。12・13 ページをお開きください。申請人は、現在、貸人宅に同居しており、手狭になったため、申請地を使用貸借し、居宅を建築したいための申請であります。

農地区分としては、第3種農地で、第1種住居地域にある農地です。調査委員は正を松田委員・副を久木山委員にお願いしております。ご審議方よろしく申し上げます。

それでは、現地調査の報告をお願いします。

松田委員

6番松田です。No. 2 について調査報告を行います。9月18日代理人の行政書士立ち会いのもと、久木山委員と調査を行いました。申請地は第3種農地、第1種住居地域で、麓土地区画整理事業用地にある農地です。位置図は12・13ページを参照してください。

転用の目的は自宅の建築で、資金調達は全額を銀行融資、申請地は現状のままで利用し、隣接農地との境界にはブロック積みを行い土砂の流出を防止します。南側は貸し人の畑ですが、今後は申請人が家庭菜園で使用することです。

用水計画は上水道、雨水排水は側溝へ放流、汚水・生活雑排水は合併浄化槽という計画です。周囲の状況につきましては、北側・西側道路、南側・畑、東側は雑種地です。許可があり次第、着工したいとのことです。

被害防除計画書および誓約書、融資証明書が提出されています。私たちの調査では問題ないと判断しました、皆様方のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議長

はい、ありがとうございます。以上2件について事務局の説明及び現地調査の報告が終わりました。それでは、ただ今から質疑に入ります。個別で、質疑を受けていきたいと思っております。まず、No. 1 について何か皆さんの方からご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特に無いようです。次にNo. 2 について何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

質疑がないようですので、一括してお諮りします。日程第4議案第48号農地法第5条第1項の規定による許可申請2件については、申請のとおり許可することでご異議ございませんでしょうか。

(「意義なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということですので、日程第4議案第48号農地法第5条第1項の規定による許可申請2件については、申請のとおり許可することによって決定しました。ありがとうございます。

次に日程第5議案第49号非農地証明願についてを議題にします。事務局の説明をお願いします。

中村主任

日程第5議案第49号非農地証明願についてであります。今回の申請は2件です。No.1についてご説明いたします。14・15ページをお開きください。25年以上前から、亡き父、〇〇が倉庫と駐車場等として継続的に利用してきたものであり、20年以上農地としては利用されていないための申請であります。農地区分は第2種農地でございます。農地パトロールの際、担当農業委員により違反転用を確認されております。

事務局としては、今後も農地としての利用は難しいと判断しており、非農地証明願を受理しようと考えております。

議長

続いてNo.2について説明をお願いいたします

中村主任

No.2についてご説明いたします。16・17ページをお開きください。20年以上前から、亡父、〇〇が〇〇に使用させており、令和2年8月に父が亡くなり、申請人が相続した土地ではありますが現在も、〇〇が資材置場として使用しており20年以上農地として利用されていないための申請です。

農地パトロールの際、担当農業委員より違反転用を確認されております。事務局としては、今後も農地としての利用は難しいと判断しており、非農地証明願を受理しようと考えております。

議長

今回、申請2件について事務局の説明及が終わりました。それでは、ただ今から質疑に入ります。1件、1件、質疑を受けていきたいと思っております。まず、No.1について何か皆さんの方からご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特になしです。次に進みます、No.2について何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特になしですので、一括してお諮りします。日程第5議案第49号非農地証明願2件につきましては、申請のとおり非農地証明書を発出することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということですので、日程第5議案第49号非農地証明願2件については、申請のとおり非農地証明を発出することで決定いたしました。次に、日程第6議案第50号農用地利用集積計画書案一括方式についてを議題とします。なお「農業委員会等に関する法律第31条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第11条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっておりますので、関連する〇〇委員は、ご退席をお願いします。

(退席後) それでは、事務局の説明をお願いします。

棚町主査 18から21ページをお願いします。日程第6議案第50号9月分の農用地利用集積計画書案一括方式は、新規で35件、53筆48,399㎡です。これらは全て新規の契約です。

所有農地のある借人の方は、農地を全て耕作しておられます。先ほど、1ページの日程第1報告議案第18号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知にてご審議いただきました農地も19ページのNo.10にごございます。よろしくお願いたします。

議長 今回新規で35件、53筆48,399㎡ということで大きな面積が計画に上がっております。皆さんの方から、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にご質疑ないようでございますので、お諮りします。日程第6議案第50号農用地利用集積計画書案一括方式につきましては、報告にあったとおりの内容で決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということですので、日程第6議案第50号農用地利用集積計画書案一括方式については、報告にあったとおりの内容で決定いたしました。

〇〇委員はまた自席にお戻りください。

(退席後)

議事は以上で終わります。

議事録署名委員

• _____

• _____